

令和8年度 保険料段階別被保険者数（対象人数は令和8年6月5日現在）

保険料段階		対象となる方		令和6～8年度 基準額×割合＝年間保険料額（月額換算）		対象人数	構成比
第1段階		・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		79,440円 × 0.20 ＝ 15,880円 （1,323円） ※軽減前【79,440円×0.37＝29,390円】		32,437人	3.4%
第2段階		本人が 市民税 非課税	同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間82万円6千5百円以下の方 ※軽減前【79,440円×0.37＝29,390円】		121,296人	12.8%
第3段階				本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に属さない方 ※軽減前【79,440円×0.54＝42,890円】		67,072人	7.1%
第4段階				上記以外の方 ※軽減前【79,440円×0.59＝46,860円】		56,921人	6.0%
第5段階		同じ世帯に 市民税課税者 がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間82万円6千5百円以下の方	79,440円 × 0.90 ＝ 71,490円 （5,958円）		99,891人	10.5%
第6段階 ＜基準額＞				上記以外の方		120,265人	12.7%
第7段階		本人が 市民税 課税	本人の保険料算定用所得金額が120万円未満の方	79,440円 × 1.07 ＝ 85,000円 （7,083円）		81,774人	8.6%
第8段階			本人の保険料算定用所得金額が120万円以上160万円未満の方	79,440円 × 1.10 ＝ 87,380円 （7,282円）		75,299人	7.9%
第9段階			本人の保険料算定用所得金額が160万円以上210万円未満の方	79,440円 × 1.27 ＝ 100,880円 （8,407円）		82,036人	8.6%
第10段階			本人の保険料算定用所得金額が210万円以上250万円未満の方	79,440円 × 1.30 ＝ 103,270円 （8,606円）		43,925人	4.6%
第11段階			本人の保険料算定用所得金額が250万円以上320万円未満の方	79,440円 × 1.55 ＝ 123,130円 （10,261円）		48,398人	5.1%
第12段階			本人の保険料算定用所得金額が320万円以上420万円未満の方	79,440円 × 1.75 ＝ 139,020円 （11,585円）		44,472人	4.7%
第13段階			本人の保険料算定用所得金額が420万円以上520万円未満の方	79,440円 × 1.95 ＝ 154,900円 （12,908円）		24,173人	2.5%
第14段階			本人の保険料算定用所得金額が520万円以上620万円未満の方	79,440円 × 2.15 ＝ 170,790円 （14,233円）		12,130人	1.3%
第15段階			本人の保険料算定用所得金額が620万円以上720万円未満の方	79,440円 × 2.35 ＝ 186,680円 （15,557円）		7,294人	0.8%
第16段階			本人の保険料算定用所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	79,440円 × 2.50 ＝ 198,600円 （16,550円）		10,894人	1.1%
第17段階			本人の保険料算定用所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	79,440円 × 3.00 ＝ 238,320円 （19,860円）		13,154人	1.4%
第18段階			本人の保険料算定用所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方	79,440円 × 3.25 ＝ 258,180円 （21,515円）		3,868人	0.4%
第19段階			本人の保険料算定用所得金額が3,000万円以上の方	79,440円 × 3.50 ＝ 278,040円 （23,170円）		4,752人	0.5%
※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、年間保険料額 合計所得金額とは、介護保険法施行令上の合計所得金額					計	950,051人	